

ごみ有料化Q&A

Q1 10月以降もごみ処理券を貼れば、町指定ごみ袋以外の袋で出せますか？

A ごみ処理券は利用できません。10月以降は、町指定ごみ袋で出してください。



ごみ処理券は廃止



出すごみに責任を持っていただくため、指定ごみ袋の「空欄」には、各町内会で決められたことを記入してください。

Q2 燃える素材で出来ている粗大ごみは、小さくすれば可燃ごみで出せますか？

A 規定の大きさ（長さ30cm以内、厚さ3cm以内）に切断して、可燃ごみで出すことができます。



※金属部分は、不燃ごみで出してください。

Q3 粗大ごみを出す時に、粗大ごみ以外のごみを一緒に出すことはできますか？

A 可能です。自己搬入または戸別収集の時に指定ごみ袋以外の透明な袋で一緒に出してください。
なお、その場合は「粗大ごみ」扱いとなりますので、重量に応じた手数料が必要となります。



指定ごみ袋は、不要です。

Q4 町指定ごみ袋は、いつから、どこで買えますか？

A 8月下旬より取扱店（スーパーやドラッグストアなどのお店）で購入できます。
各取扱店は「資源とごみのカレンダー」または「町ホームページ」をご覧ください。

Q5 資源ごみの出し方は？

A 変更ありません。



混ぜればごみ!分ければ資源!
リサイクルにご協力ください



詳しくは「資源とごみのカレンダー」、「家庭ごみハンドブック」をご覧ください。

配布場所:役場（環境経済課）、松枝公民館、総合会館